

三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた  
基礎調査業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月  
北勢線事業運営協議会

## 1 事業名

三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた基礎調査業務（以下、「本業務」という）

## 2 目的

三岐鉄道北勢線は、沿線地域住民の通勤・通学、日常生活などに必要不可欠な移動手段であるとともに、地域経済活動の基盤となる重要な社会インフラとして存続してきた。

しかしながら近年においては、人口減少・少子高齢化による利用減に加え、燃料価格や物価、人件費の高騰も相まって厳しい経営状況を余儀なくされている。

令和4年度には国の有識者会議において、地方鉄道の在り方については国、自治体、鉄道事業者が協力して協議を行うことが提言された。

こうした状況を踏まえ、沿線地域の移動手段を将来に渡り維持・確保していくため、北勢線の今後の在り方について様々な観点から検討を開始する必要がある。

本業務では、北勢線の現状や今後の見通しに加え、移動手段の確保や経済活動の基盤といった視点のみならず、環境の改善や道路渋滞の緩和、あるいは地域資源としての存在価値、更には人口減少やDX・GXの推進、ライフスタイルの多様化といった社会構造の変化も踏まえて多角的に整理し、三岐鉄道北勢線の将来的な在り方に関して具体的な方向性を提案するための基礎資料を作成することを目的とする。

## 3 プロポーザル方式採用理由

本業務は、三岐鉄道北勢線の果たす役割を様々な観点から整理することで、沿線地域における持続可能な移動手段を維持・確保していくことを目的に、北勢線の今後の在り方の検討に繋げるものである。

このため、専門的知識や豊富な業務経験を活かした質の高い提案を求め、最適な企画・技術能力等を有する業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用するものである。

## 4 委託業務内容

別添 三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた基礎調査業務仕様書のとおりとする。

## 5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、完了時に以下を納品する。また、成果品の管理及び権利は、全て北勢線事業運営協議会（以下「協議会」という。）に帰属するものとする。

なお、協議会が承諾した場合を除き、受託者は成果品の公表をしてはならない。また、成果品提出後に、失策及び不備等が発見された場合、受託者は契約期間終了後においても、訂正のうえ再度納品する責務を負うものとする。

- (1) 詳細版（A4判） 6部
- (2) 概要版（A4判） 50部
- (3) すべてにかかる電子データ 一式

※ 数値データ等は、報告書と別に Excel 形式など編集可能なデータ形式も併せて納めること。

(4) 調査、分析等において作成した地図データ

※ 地図データは、Shape 形式など汎用性の高いデータ形式で納めること。

## 6 契約概要

(1) 予定契約期間

契約締結日から令和6年3月8日(金)まで

(2) 契約方法

優先交渉権者と随意契約

※本業務の調査結果に基づき、令和6年度には別途【鉄道存続及び他モードへの転換等の比較検討】の提案に関する業務を実施する。

(3) 委託上限金額

【現状分析及び将来予測】 9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) その他

令和6年度に実施予定の【鉄道存続及び他モードへの転換等の比較検討】の提案に関する業務<sup>1</sup>は、予算が確保され次第、別途契約を行うものである。

ただし、本業務と令和6年度実施予定の業務は継続性のある業務であるため、提案書の審査・評価については本業務に関する提案のみならず、これに続く北勢線の今後の在り方に関する方向性の提案についても実施する。

## 7 スケジュール

内 容	受付期間・実施期間
公告	令和5年7月18日(火)
参加表明書の提出期間	令和5年7月18日(火)～令和5年8月1日(火)
参加資格確認通知書の発送	令和5年8月2日(水)
質問書受付期間	令和5年7月18日(火)～令和5年8月1日(火)
質問書に対する回答	令和5年8月3日(木)までに回答
企画提案書の提出期間	令和5年8月4日(金)～令和5年8月16日(水)
プレゼンテーションの実施及び審査委員会開催	令和5年8月24日(木)予定
選定結果通知	令和5年8月下旬予定
契約締結	

## 8 応募者の参加資格

<sup>1</sup> 令和6年度実施予定の業務では上限金額を7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)程度と想定

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たす必要がある。

#### 8-1 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年 8 月 1 日現在の業務委託の桑名市入札参加者名簿に登録または登録申請中であること。
- (3) 公告の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 公告の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- (5) 公告の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### 8-2 失格事項

- (1) 提案書の提出期間に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者。
- (3) 委託上限金額を超える見積り金額を提案した者。
- (4) 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当した者。

### 9 参加表明書・提案書等必要書類の提出方法

#### 9-1 参加表明

##### 【提出部数 各 1 部】

- ② 参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1-1
- ② 誓約書兼同意書及び役員等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1-3、1-4
- ③ 三重県入札参加資格審査申請書一式の写し  
※桑名市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ
- ④ 事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット、冊子等も可とする）  
※提出された参加表明書（様式 1-1）の審査を行い、令和 5 年 8 月 2 日（水）に参加資格確認通知書により結果を発送する。

#### 9-2 提案書

##### 【提出部数 正本 1 部・副本 10 部】

- ⑤ 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（表紙）様式 2 + 任意様式  
※任意様式については、概ね A 4 判用紙両面印刷 5 枚程度とし、ページ番号を記入する。
- ⑥ 業務実施体制調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3-1
- ⑦ 業務実績調書（過去 10 年間の同種・類似業務）・・・・・・・・・・・・・・ 様式 3-2

- ⑧配置予定者の業務実績等調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式3-3
- ⑨業務の実施方針・考え方、ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式4-1、4-2
- ⑩業務スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式
- ⑪自社PR（提出任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式
- ⑫参考見積書（記載額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。）・・・・ 様式5

※評価に関しては、11（2）選考基準を確認すること。

### 9-3 提出期間

参加表明書の提出期間は、令和5年7月18日（火）午前8時30分から令和5年8月1日（火）午後5時15分まで。

企画提案書の提出期間は、令和5年8月4日（金）午前8時30分から令和5年8月16日（水）午後5時15分まで。

### 9-4 提出場所

北勢線事業運営協議会 事務局（桑名市役所 政策創造課 MaaS推進室内 北勢線対策室）  
（桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所本庁舎 4階）

### 9-5 提出方法

持参または郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。提出期限必着のこと。）

※ただし、持参の場合は市役所の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

【宛先】〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

北勢線事業運営協議会 事務局

（桑名市役所 政策創造課 MaaS推進室内 北勢線対策室）宛

### 9-6 注意事項

- 1 企画提案の選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように、実施要領記載の業務内容、業務に対する考え方など、具体的に分かりやすく記述すること。
- 2 ページ数の制限については、各様式を参照すること。また、提出書類が複数枚の場合は、ページ番号を記入すること。
- 3 委託上限金額（消費税及び地方消費税を含む。）を超える見積書が提出された場合は、審査失格とする。
- 4 提案書の副本には、応募者の企業名及び企業名がわかるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、正本には応募者の記名を行うこと。
- 5 参加表明書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退届（様式1-2）を提出するものとする。なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる

- 6 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 10 提案書等作成にあたっての質問等

応募関連資料等の記載内容に関する質問がある場合は、質疑応答を次のように行う。

### （1）質問の受付

- ①質問は質問書（様式6）により電子メールでのファイル添付、又はFAXにより受け付ける。必ず受信確認を行うこと。原則として、持参、郵送、電話等による質問は受け付けることができない。
- ②電子メールの場合、送信するメールタイトルを「質問書（三岐鉄道北勢線の今後の在り方の検討に向けた基礎調査業務プロポーザル）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。
- ③添付するファイルの容量は、3MB以内とする。3MBを超えるときは、複数回に分割して送信すること。

### ④送信先

送信先：北勢線事業運営協議会 事務局

（桑名市役所 政策創造課 MaaS推進室内 北勢線対策室）

E-mail：[info@hokuseisen.com](mailto:info@hokuseisen.com)

FAX：0594-24-5822

- ⑤質問受付の終了時刻に関しては、着信主義とし、受信しているか否かの判断は事務局（北勢線対策室）が行うものとする。

### （2）質問受付期間

令和5年7月18日（火）～令和5年8月1日（火）午後5時15分まで

### （3）質問に対する回答

質問の回答は令和5年8月3日（木）までに、協議会のホームページ上で公表を行う。ただし、回答にあたり、次の事項は公表しない。

- ・質問した事業者名
- ・個人情報を含んだ事項
- ・特殊な技術、ノウハウ等、質問者の権利・競争上の地位を損ねる恐れがあると協議会が判断した事項

### （4）注意事項

再質問並びに電話、口頭等による個別の対応は行わない。

## 11 選考方法及び選考結果の通知

### （1）選考方法

- ①選考は、1次審査及び2次審査により行う。
- ②1次審査は書面審査により行い、参加資格要件を審査する。

- ③ 1次審査結果は、1次審査書類提出事業者に対し、参加資格確認通知書をもって通知する。
- ④ 1次審査選定者に対しては、企画提案書の内容等について、プレゼンテーション・ヒアリングの2次審査を行う。
- ⑤ 企画提案書の評価は、審査委員会において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。
- 審査委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、最も優れていると認められた者を委託予定者として決定する。なお、委託予定者については、合格基準点を事前に審査委員会で定めており、その合格基準点を満たすことが最低条件となる。応募事業者が一者であっても、合格基準点を満たしていれば委託予定者とする。
- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリングについては、令和5年8月24日（木）の実施を予定しており、具体的な日時は後日通知する。1事業者につき20分程度（概ねプレゼンテーション10分、質疑応答10分以内とする）を予定。
- ※本業務に携わる構成員3名以内が出席し、担当総括者（リーダー）がプレゼンテーションを行うこと。
- ⑦ 審査の結果により、最高得点者を優先交渉権者に選定するとともに、得点順に第2順位、第3順位の応募者も決定する。
- ⑧ 審査結果は、審査会終了後、プレゼンテーションを行った事業者に対し、各当該者に選定結果を文書で通知し、優先交渉権者を協議会のホームページで公表する。
- ⑨ 優先交渉権者と契約条件および仕様書の内容を協議し、同者が当該仕様書に基づく見積書を提出した上で、予定価格の範囲内で、協議会が示す契約条項により委託契約を締結する。
- ⑩ 優先交渉権者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、第2順位、第3順位の応募者を順次繰り上げ、契約締結協議を行う。
- ⑪ 選考の理由、選考結果に対する問合せ、異議には一切応じない。
- ⑫ 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期とする。

## （2） 選考基準

### ① 配点の考え方

審査における評価項目と配点は次のとおりとする。

ア：採点は、小項目ごとに5段階で評価する。

- ・非常に良い：5点、良い：4点、普通：3点、あまり良くない：2点、良くない：1点、該当なし：0点

イ：得点は、次の算式による。

- ・得点率（A）×採点（B）＝得点

ウ：提案価格の得点は5段階評価ではなく、次の算式によって得点を決定する。

- ・ $5 \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) = \text{得点}$

エ：小数点2位未満の端数は四捨五入とする。

オ：最高得点を取得したものが二者以上となった場合には、審査項目「提案内容に関する評価」の得点の高いものを選定する。審査項目「提案内容に関する評価」の得点と同じだった場合は、くじ引きで決定する。

## ②合格基準点について

合格基準点は、以下を全て満たすものとする。

ア：提案価格（配点5点）を除く各評価項目において、評価を行った委員の採点項目（B）得点の平均点が「普通（3点）」以上であること。

イ：提案価格（配点5点）において、委託上限金額である予算限度額9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超えた額でないこと。

ウ：応募者が一者であっても、合格基準点を満たしていれば候補者として選定する。

【審査項目と配点】

評価対象内容		番号	評価の観点	配点	得点率(A)	採点(B)	得点(A) × (B)
業務実績の評価 【様式3-2、3-3】		1	同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10	2		
提案内容に関する評価 【様式3-1 4-1、4-2】	業務内容の理解	2	北勢線沿線地域及び北勢線の現状・課題を十分に理解・把握しているか。	10	2		
		3	提案内容が将来に渡り、北勢線沿線地域の持続可能な公共交通の維持・確保(他の交通モードへの転換も含めて)を図る内容となっているか。	20	4		
	工程・業務体制	4	実効性があり、かつスピード感を持ち、柔軟な調整が可能な工程計画が提案されているか。	5	1		
		5	スケジュールのとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	5	1		
	実施方法	6	各種調査手法が具体的に示され、報告書作成に必要な情報の把握・整理が可能な内容となっているか。	10	2		
		7	調査結果の分析手法が具体的に示され、報告書作成に必要な客観的な推計データ等明示できる内容となっているか。	10	2		
		8	地域公共交通の将来的な在り方に関して具体的な方向性を検討するに足る多角的な内容となっているか。	15	3		
	ヒアリング	9	知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確で分かりやすく、説得力があるか。	5	1		
		10	本業務に対する取組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5	1		
	価格点の評価 【様式5】	提案価格	11	得点 = 5 × (最低提案価格 / 当該提案価格)	5	-	-
計				100			

## 12 その他

- (1) 応募に要する経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
- (3) 提出された文章等が著作物に当たる場合でも、桑名市情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「桑名市個人情報の保護に関する法律等施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後または契約解除後においても同様とする。
- (8) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において、協議会と十分協議すること。
- (9) 業務を円滑に遂行するため、協議会は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めことができる。また、業務の打合せは、必要に応じて行い、その打合せ内容については記録し、協議会に提出するものとする。
- (10) 全ての提出書類は、返却しないものとする。

## 13 問合せおよび書類の提出先等

〒511-8601

住 所：三重県桑名市中央町二丁目37番地

所 管：北勢線事業運営協議会 事務局

(桑名市役所 政策創造課 MaaS推進室内 北勢線対策室)

担 当：北勢線対策室 片山、川面、石垣

電 話：0594-24-1247

FAX：0594-24-5822

E-mail：[info@hokuseisen.com](mailto:info@hokuseisen.com)